

## 厚生労働統計調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会 開催要綱

平成30年2月26日

平成30年7月31日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

### 1 目的

当検討会は、「公共サービス改革基本方針」（平成19(2007)年10月26日閣議決定）及び「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29(2017)年5月19日決定）に基づき、民間委託された政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する統計調査について、統計調査の品質確保・向上のため、当該調査の入札・契約の状況や事業実施の検証、評価等を行うに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

### 2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 民間委託調査の品質確保・向上に関する検討
- (2) 入札・契約の状況や業務実施状況等に係る検証や評価に関する検討
- (3) 公共サービス改革法の対象調査に係る実施要項策定に当たっての考え方、要件等の検討等

### 3 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は2年以内とする。また、構成員は再任されることができる。

### 4 運営等

- (1) 検討会は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が別紙の有識者の参考を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、入札の予定価格又はそれを類推させる事項等を含む事項を検討するとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、入札の予定価格又はそれを類推させる事項等を含む事項を検討するとき、その他座長が正当な理由があると認めるときには、資料を非公開とすることができます。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参考官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は座長が定める。

厚生労働統計調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会  
構 成 員

氏 名	役 職
井 出 健治郎	兵庫県立大学大学院社会科学研究科経営専門職医療介護マネジメント主任教授
黒 田 祥 子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
廣 松 毅	東京大学名誉教授

(令和6年4月1日現在、五十音順、敬称略)